

令和 8 年第 6 回定例教育委員会

令和 8 年 6 月 2 4 日（水）
午後 5 時 3 0 分
宮代町役場 2 0 4 会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和 8 年 6 月宮代町議会定例会関係

ア 議案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

イ 令和 8 年度一般会計補正予算(第 1 号)について・・・・・・ P 2

ウ 一般質問の概要について・・・・・・ P 3

(2) 学校教育関係

ア 7 月の行事予定について・・・・・・ P 8

イ 7 月の事業予定について・・・・・・ P 9

(3) 生涯学習関係

ア 7 月の事業予定について・・・・・・ P10

(4) 文化財保護関係

ア 7 月の事業予定について・・・・・・ P11

5 審議案件

議案第 2 1 号 宮代町立小・中学校職員旧姓使用取扱要領の策定について・・・P12

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和8年6月宮代町議会定例会関係

ア 議案について

No.	議案番号	件名
1	議案第36号	工事請負契約の締結について 1 工事名 令和8年度 須賀中学校外壁改修工事 2 施工箇所 須賀中学校地内 3 履行期限 令和8年12月28日 4 請負金額 2億3,760万円 5 請負業者 埼玉県南埼玉郡宮代町 字宮東570番地 株式会社大勇建築工業 代表取締役 深井 伸一
2	議案第37号	工事請負契約の締結について 1 工事名 令和8年度 前原中学校外壁改修工事 2 施工箇所 前原中学校地内 3 履行期限 令和8年12月28日 4 請負金額 1億9,800万円 5 請負業者 埼玉県南埼玉郡宮代町字東107番地 金子建設株式会社 代表取締役 金子 繁子
3	議案第38号	工事請負契約の締結について 1 工事名 令和8年度 百間中学校外壁改修工事 2 施工箇所 百間中学校地内 3 履行期限 令和8年12月28日 4 請負金額 1億5,378万円 5 請負業者 埼玉県南埼玉郡宮代町 東姫宮二丁目1番2号 株式会社木下建設 宮代支店 支店長 木下 英介
4	議案第39号	工事請負契約の締結について 1 工事名 宮代町総合運動公園室内プール改修工事 (設計施工一括) 2 施工箇所 宮代町総合運動公園地内 3 履行期限 令和9年3月31日 4 請負金額 1億7,270万円

		5 請 負 業 者 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 7 4 5 番地 2 株式会社中村工業所 宮代営業所 所長 瀬口 卓
--	--	--

イ 令和 8 年度一般会計補正予算(第 1 号)について

教育関係補正予算の概要

■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内 容
図書館管理運営事業	864	浄化槽ブロワーの故障に伴う更新
総合運動公園管理事業	8,500	浄化槽内の送気管等の破損に伴う更新
学校給食運営管理事業	5,806	① 機器の腐食や経年劣化による床面の塗り替え ② 厨芥処理システム（ディスポーザー）におけるシンク及び制御装置の更新
合 計	15,170	

ウ 一般質問の概要について

通告 1 号 福澤 和美 議員

2 小中学校のタブレットの使い方について

令和 3 年 4 月に「1 人 1 台端末」の活用が始まりました。導入から 5 年が経過し、今年度、町内の全小中学校のタブレットが更新されています。タブレット端末は学習に欠かせないものとなる一方、長時間使用への不安もあり、子どもたちの発達に応じた健やかな成長を促す活用方法が必要です。そこで以下について伺います。

- ①小学校の休み時間のタブレットの使い方は。
- ②デジタル教科書の活用について町の考えは。

通告 3 号 合川 泰治 議員

3 町内体育館のエアコン使用料金の再検討を

宮代町総合運動公園や各小中学校における体育館のエアコン使用料が高いとの声があがっています。そこで、以下の点について伺います。

- (1) エアコン使用料金の設定根拠は。
- (2) 青少年育成を目的とした使用についての減免措置の検討をすべきと考えるが、町の見解は。

通告 4 号 小島 あけみ 議員

1 学校図書館の整備充実について

子どもたちの読書離れが心配されるが、読書は子どもの成長と発達の大きな栄養となる。子どもの置かれた状況に関係なくすべての子どもに平等に本に触れる機会をもたらし場が学校図書館である。文部科学省は、読書環境整備のために第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（令和 4 年度～8 年度）を発表している。そのことを踏まえ当町の学校図書館の整備について伺う。

- ①各校の学校図書館の利用状況の傾向は。
- ②蔵書数は各校で基準に達しているか。
- ③古い図書の廃棄・更新の状況は。
- ④学校司書教諭の配置状況は。
- ⑤町立図書館司書の学校における支援内容は。
- ⑥新聞配備の状況は。

2 こどもの自殺対策について

全世代の自殺者数は減少傾向だが、小中高生の自殺者数は増加している。令和5年に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が発表されたが、当町の対策について伺う。

- ① 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入は。
- ② 「SOSの出し方に関する教育」の取組みは。

通告5号 野原 洋子 議員

1 「デジタル教科書」導入に象徴される教育のデジタル化の在り方とその問題

(1) デジタル教育の導入における学習の質への影響認識と基本方針について

- ① デジタル機器の長時間使用が、児童生徒の集中力、読解力、思考力に影響を与える可能性について、どのように認識しているのか。
- ② 海外では、フィンランド等においてデジタル教材の過度な活用が学力低下の要因とされ、紙教材への回帰やスマートフォンの使用制限といった見直しが進められているが、こうした動向について町は把握しているのか。
- ③ デジタル教材については「浅い読み」につながる可能性や、記憶への定着の弱さが指摘されているが、当町としてこれらの課題をどのように評価しているのか。
- ④ デジタル化の推進を前提とするのではなく、「学習の質の維持・向上」という観点から、紙教材との役割分担をどのように位置付けているのか。

(2) デジタル教科書導入における発達段階・教科特性を踏まえた具体的運用について

- ① デジタル教科書は2030年度以降に正式な導入が予定されており、その運用は自治体の判断に委ねられると認識している。当町としては、紙のみ、デジタル、あるいは「ハイブリッド」を、学年や教科ごとにどのように使い分ける考えなのか。
- ② その判断にあたり、発達段階や教科特性、学習への影響等について、どのように検討が行われているのか。その検討はどのような基準や根拠に基づくものか。
- ③ 紙とデジタルを行き来する「ハイブリッド型授業」について、児童生徒の認知負荷や集中力低下の懸念が指摘されているが、現場での実態をどのように把握しているのか。
- ④ 手書きの機会の減少による書字能力や思考力への影響について、どのような評価を行っているのか。
- ⑤ 教科ごとに、デジタルが適する領域と紙が適する領域をどのように整理しているのか。また、その判断基準は明確に定められているのか。
- ⑥ 発達段階・教科特性に応じた具体的な使用ルールやガイドラインの策定状況は。

(3) 教育のデジタル化に伴うリスク管理と統制のあり方について

- ① 学校におけるデジタル機器の日常的な使用環境の整備が、児童生徒のデジタル機器との接触時間や生活全体における距離を縮めることにより、SNSの利用やゲーム依存、いじめ等の逸脱行動を誘発・増幅するリスクについて、当町としてどのように認識し、評価しているのか。

- ②海外では、SNSを起因としたいじめや心理的負荷の増大を受け、利用制限に踏み切る事例も見られるが、当町として児童生徒のデジタル環境をどのように管理しているのか。
- ③視力低下や健康面への影響について、どのようなモニタリングや対策を講じているのか。
- ④教育のデジタル化が進む中で、「効率化」や「利便性」のみが先行し、学習の質や子どもの発達への影響に関する検証が不十分なまま導入が進むことに対し、どのような問題意識を持っているのか。
- ⑤教育は不可逆性の高い分野であり、一度の制度設計の誤りが長期的な影響を及ぼす可能性があると考えるが、その点についてどのように認識しているのか。
- ⑥デジタル教育の推進にあたり、「導入ありき」ではなく、リスク評価と検証を前提とした統制的な運用をどのように確保していくのか。

(4) 効果検証と見直しプロセスの制度設計について

- ①デジタル教育の導入による効果について、学力、読解力、集中力等の観点から、どのような指標で評価しているのか。
- ②紙教材との比較検証や、デジタル使用時間と学習成果の相関について、データに基づく分析は行われているのか。
- ③現場の教員、保護者、児童生徒からのフィードバックは、どのような形で収集・反映されているのか。
- ④海外における「紙回帰」などの政策転換について、継続的に情報収集・評価を行う体制は整備されているのか。
- ⑤導入後に問題が確認された場合、使用制限や運用見直しを行うための意思決定プロセス（会議体、責任主体、手順）はどのように整理されているのか。
- ⑥これらの運用やリスク管理、効果検証について、最終的な責任主体はどこにあるのか。また、学校現場、教育委員会、家庭との役割分担をどのように整理しているのか。
- ⑦教育のデジタル化について、継続的な検証と柔軟な見直しを可能とする制度設計となっているのか。

2 学校教育、指導における「秩序」と「多様性」について

近年、「多様性」や「価値観の尊重」が重視される社会となり、学校教育の現場においても様々な配慮が行われるようになってきている。

例えば、制服の在り方について、女子生徒がスラックスを選択できることについては、防寒や活動性など合理的な側面もあり理解するが、一部自治体では、男子生徒のスカート着用についても積極的な発信が行われている。

義務教育段階の子どもたちは、精神的・身体的にまだ発達の途中にあり、「男女の区別を固定的に考えなくてよい」という考え方を、学校がどのような形で伝えるべきなのかについては、保護者の間でも様々な意見がある。

日本社会には古くから、自由と同時に「秩序」を大切にしてきた文化があり、社会や学校生活を円滑に営むための、目には見えない一定のルールや規範でもある。

多様性の尊重は重要である一方、その名のもとに、教育現場における秩序や共通認識が曖昧になりすぎてはいないか。

当町の小中学校において、制服や学校生活上の男女区分に関する配慮については、誰が、どのよ

うな基準で判断しているのか。また、学校教育における「多様性の尊重」について、教育委員会として、どこまでを許容し、どのような基準で指導を行っているのか。

3 私立高校授業料無償化による影響は

私立高校授業料無償化により、私立高校を選択する生徒が増えている。しかし無償になるのは授業料だけであり、その他の費用に困惑するという話も聞く。当町の高校進学に対する指導や相談はどのようにしているのか。

通告 7 号 塚村 香織 議員

1 スクールロイヤーの活用方針について

当町では、度重なるいじめ重大事態が発生しており、令和 7 年 3 月定例会にて、議会としても「小中学校におけるいじめ根絶のための対策を強く求める決議案」を全会一致で可決しました。更なる体制強化が求められる中、令和 8 年度よりスクールロイヤーが設置されました。そこで以下について伺います。

- ①令和 8 年 3 月末時点のいじめ認知件数は、小学校 261 件、中学校 23 件である。過去の推移を踏まえた現状の見解は。
- ②スクールロイヤーの設置は、児童生徒への権利擁護と保護者への説明責任の向上、また学校への公平性、透明性を高めるものと考えているが、当町での具体的な活用方針は。
- ③保護者へ対しては、どのような周知を行っていくのか。

2 子どもを性暴力から守るための対策について

- ④「生命（いのち）の安全教育」の実施状況は。

通告 11 号 丸山 妙子 議員

1 スポーツ少年団や中学校の部活動での保護者の送迎について

スポーツ少年団や中学校における部活動の練習試合などに、我が子以外の多数の子どもを同乗させること、即ち保護者の善意に甘えての自家用車での送迎がある。長距離でも当たり前のように行われていると聞いている。そこで以下について伺う。

- ①当町において、スポーツ少年団や部活動での保護者による練習試合等の会場への部員の送迎の現状はどうか。
- ②保護者の善意による送迎で、怪我や死亡事故などに繋がった際の精神的苦痛は計り知れない。万

が一事故を起こした時、又は巻き込まれた等の際の補償はしっかりと対応できているのか。

③今後部活動は地域移行になっていくが、保護者負担について安心できるものなのか、町としての考えを教育長に伺う。

2 女子トイレ数は国のガイドラインに沿って設置へ

②学校で、休み時間内にトイレを利用するのに、男子に比べて女子の待ち時間が課題となるが、数を増やす考えは。

③新しく建設する須賀小学校及び体育館の女性トイレの数は新しい基準に対応できているのか。

3 学校のトイレ改修について

学校トイレの洋式化が進んでいるが、改修に伴う点について伺う。

①洋式トイレが新しくなったが、壁やドアが変わらないので清潔に見えない。改修をして、暗い汚いイメージを払拭できないのか。

②前原中学校の生徒数が減少しているのにも関わらず、トイレの数が多すぎる。日頃の清掃の負担が多く、使わないトイレは黒ずみが出て大変との現場からの声を聞いていると思うが、必要な個数への見直しについて、教育委員会の対応を伺う。

(2)学校教育関係

ア 7月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日 付	小 学 校	中 学 校
1 日 (水)	不審者対応避難訓練 (須) 個人面談期間 (～3 日) (百) 教育相談日 (東) 百間中あいさつ運動 (東)	生徒会あいさつ運動 (百)
2 日 (木)	5 年林間学校 (～3 日) (東) 百間中あいさつ運動 (笠)	生徒会あいさつ運動 (百)
3 日 (金)	2 年栄養指導 (東)	修学旅行事前指導 (百)
4 日 (土)	江戸の日 (小) 子供自転車大会埼玉県大会 (百)	修学旅行 (～6 日) (百)
5 日 (日)		
6 日 (月)	竜巻対応避難訓練 (百)	1・2 年保護者会 (百) 宮代特別支援学校交流会 (前)
7 日 (火)		3 年振替休業日 (百) 2 年薬物乱用防止教室 (前)
8 日 (水)	教育相談日 (笠)	3 年振替休業日 (百) PTA あいさつ運動 (百) PTA 運営委員会 (百)
9 日 (木)	5 年林間学校 (～10 日) (須)	学校運営協議会 (須)
10 日 (金)	授業参観 (百)	3 年デート DV 防止教室 (前)
11 日 (土)	新みやしろ郷土かるた大会 (小)	
12 日 (日)		
13 日 (月)	小中合同非行防止教室 (須)	小中合同非行防止教室 (須) 授業参観・保護者会 (須) 3 年保護者会 (百)
14 日 (火)	給食終了日 (小) 大掃除 (百)	給食終了日 (中) 学校運営協議会 (百) 民生児童委員連絡協議会 (前)
15 日 (水)	3 時間授業 (小) 終業式 (百・笠)	3 時間授業 (須・前) 4 時間授業 (百) 学校保健委員会 (百)
16 日 (木)	3 時間授業 (小) 5 年林間学校 (～17 日) (百・笠) 大掃除 (東)	大掃除 (中) 3 時間授業 (須・前) 4 時間授業 (百)
17 日 (金)	終業式 (須・東) 3 時間授業 (小) ふれあいデー (小)	終業式 (中) 3 時間授業 (中) 救命救急講習 (須) ふれあいデー (百・前)
18 日 (土)	須賀小校舎お別れの会 (須) 保護者説明会 (須)	
19 日 (日)		
20 日 (月)	海の日	

21 日 (火)	夏季休業日 (～8月31日) (小)	夏季休業日 (～8月31日) (中) 三者面談期間 (～8月31日) (中) ふれあいデー (須)
22 日 (水)	個人面談 (～29日)	救命救急講習 (百)
23 日 (木)	須賀小中合同研修会 (須)	須賀小中合同研修会 (須)
24 日 (金)		
25 日 (土)		
26 日 (日)		
27 日 (月)		
28 日 (火)	教育課程研究協議会 (小)	
29 日 (水)		教育課程研究協議会 (中)
30 日 (木)		学校保健委員会 (前)
31 日 (金)	小中合同研修会 (百)	小中合同研修会 (前)

イ 7月の事業予定について (教育委員会主催事業)

日 付	内 容	場 所
7 日 (火)	I C T活用法研修会	オンライン
24 日 (金)	初任者研修施設体験研修	郷土資料館 役場203会議室
27 日 (月)	教職員健康診断	進修館
28 日 (火)	教育課程研究協議会 (小)	オンライン
29 日 (水)	教育課程研究協議会 (中)	オンライン
31 日 (金)	特別支援教育研修会	日工大

(3) 生涯学習関係

ア 7月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
4 日（土） 14:00～16:00	親子モルック体験 ■大人から子供まで楽しめるモルックの親子体験会を行います。 ●対象：小学3～6年生（町内在住）と保護者の方 ●定員：20人 ●参加費：100円	進修館大ホール
11 日（土） 9:00～16:20	令和8年度 新みやしろ郷土かるた大会 ■宮代町の歴史、文化、風景、自然などを題材として制作された郷土かるたの大会を開催します。 ●対象：町内在住、在学の小学生1～6年生 ●参加者：198名（66チーム）	進修館大ホール
25 日（土） 14:00～16:00	大人のスポーツフィールド ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場を設けます。 ●内容：ピククルボール ●対象：小学校4年生以上（町内在住・在勤・在学） ●定員：30人 ●参加費：100円	ぐるる宮代 サブアリーナ

(4) 文化財保護関係

ア 7月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
11 日（土）～ 10 月 25 日（日） 9:30～16:30	令和 8 年度第 1 回企画展「温故知新～明治から大正期の絵はがきでめぐる観光地～」 ■明治から大正時代の絵はがきを中心に、当時の著名な観光地や、宮代町の近隣の様子を紹介します。 ●期間中の休館日 7 月 13・21・29 日、8 月 3・10・12・17・24・31 日、9 月 7・14・24・25・28～30 日、10 月 1・2・5・13・19 日	郷土資料館特別 展示室兼ホール
22 日（水） ～8 月 7 日（金） 10:00～12:00	令和 8 年度「夏休み体験講座 郷土資料館へ行こう！」 ■小中学生を対象とした、昔の暮らしや技術を体験する講座です。 ●内容： ①まがたまづくり 7 月 22 日（水）、8 月 5 日（水） ②縄文ペンダントづくり 7 月 23 日（木）、8 月 6 日（木） ③しぼり染めハンカチづくり 7 月 24 日（金）、8 月 7 日（金） ④組みひもブレスレットづくり 7 月 29 日（水） ⑤あじろあみコースターづくり 7 月 31 日（金） ●対象：小中学生 ●定員：各回 16 人 ●参加費：200 円（③のみ 500 円）	郷土資料館 2 階 会議室兼資料取 扱い室
22 日（水） ～8 月 7 日（金） 9:00～17:00	博物館学芸員実習生受け入れ ■博物館学芸員実習（学外実習）として、2 名の学生を受け入れます。 ●受け入れる大学名と人数 駒澤大学 1 名・聖心女子大学 1 名	郷土資料館

議案第 21 号

宮代町立小・中学校職員旧姓使用取扱要領の策定について

宮代町立小・中学校職員旧姓使用取扱要領を別紙のとおり策定することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

教育行政の現状及び他自治体の例規等を踏まえ、宮代町立小・中学校職員に係る旧姓使用の取扱いについて必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校職員旧姓使用取扱要領を次のように定め公布する。

令和8年6月 日

宮代町教育委員会
教育長

○宮代町立小・中学校職員旧姓使用取扱要領

令和8年7月1日
教委訓令第 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、学校職員の旧姓使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「学校職員」とは、宮代町立小・中学校職員服務規程(平成23年宮代町教育委員会訓令第2号。以下「服務規程」という。)第2条に規定する職員をいう。

2 この訓令において「婚姻等」とは、婚姻、養子縁組その他これに類する事由をいう。

3 この訓令において「旧姓」とは、婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。

4 この訓令において「旧姓使用」とは、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き旧姓を文書等に使用することをいう。

(承認)

第3条 学校職員は、教育長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら学校職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓使用ができる。

(旧姓使用ができる文書等)

第4条 前条の旧姓使用をすることができる文書等は、次に掲げるものとする。

- (1) 名札
- (2) 職員録
- (3) 座席表
- (4) 回覧用紙
- (5) 校務(事務)分掌表
- (6) 住所届
- (7) 勤務整理簿
- (8) 着任届(服務規程様式第1号)
- (9) 赴任延期願(服務規程様式第1号の2)
- (10) 職務専念義務免除願(服務規程様式第1号の3)
- (11) 休暇届(服務規程様式第2号)
- (12) 休暇届簿(服務規程様式第2号の2、様式第2号の3)
- (13) 休暇願(服務規程様式第2号の4)
- (14) ボランティア活動計画書(服務規程様式第2号の6)
- (15) 介護休暇簿(服務規程様式第3号の2)
- (16) 介護時間簿(服務規程様式第3号の3)

- (17) 欠勤届(服務規程様式第4号)
- (18) 研修承認願(服務規程様式第7号)
- (19) 研修計画書(服務規程様式第7号の2)
- (20) 研修報告書(服務規程様式第7号の3)
- (21) 兼職(兼業)承認(許可)願(服務規程様式第9号)
- (22) 復命書
- (23) 旅行命令簿
- (24) 事務引継書
- (25) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で校長が認めるもの

2 前項第23号の旅行命令簿においては、氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。

(旧姓使用願)

第5条 学校職員は、第3条の旧姓使用の承認を受けようとするときは、氏名の変更について服務規程第19条に基づく氏名(住所)変更届の提出の際に、旧姓使用願(様式第1号)により、校長を経て教育長に届け出なければならない。

(承認の通知)

第6条 教育長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに校長を経て当該学校職員に通知するものとする。

(中止届)

第7条 教育長の承認を受けて旧姓使用をしている学校職員は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、校長を経て教育長に届け出なければならない。

(責務)

第8条 校長は、所属学校職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する学校職員は、旧姓使用をするに当たって、常に児童、生徒、保護者、その他の町民及び学校職員その他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

旧 姓 使 用 願

年 月 日

宮代町教育員会教育長 あて

学 校 名
職 員 番 号
職 ・ 氏 名
(戸籍上の氏)

下記のとおり戸籍上の氏の変更後も職場において旧姓を使用したいので、承認願います。

記

- 1 使 用 す る 旧 姓
- 2 戸 籍 上 の 氏
- 3 戸籍上の氏の変更年月日
- 4 戸籍上の氏の変更理由

年 月 日

旧 姓 使 用 承 認 通 知 書

年 月 日

様

宮代町教育委員会教育長

年 月 日付けで願い出のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認されたので通知します。

記

- 1 承認した旧姓
- 2 使用開始年月日

様式第3号（第7条関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

宮代町教育員会教育長 あて

学 校 名
職 員 番 号
職 ・ 氏 名
(戸籍上の氏)

下記のとおり旧姓の使用を中止いたします。

記

- 1 中 止 す る 旧 姓
- 2 中 止 す る 理 由
- 3 戸 籍 上 の 氏